

小国町告示第 53 号

令和3年度小国町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

小国町長 仁 科 洋 一

令和3年度小国町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、婚姻し生活基盤を専ら町内に置く新婚世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年規則第10号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに居住するため町内の賃貸住宅を賃借する際に要する費用（事業期間に支払われたものに限る。）のうち、賃料（初月分に限る）、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費（初月分に限る）又は仲介手数料をいう。ただし、新婚世帯の勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引っ越しに係る費用で、引っ越し荷物を運送する業者又は運送業者へ支払う費用をいう。ただし、事業期間内に引っ越し、支払われたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合算額をいう。）が400万円未満であるとともに、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。ただし、新婚世帯が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより算出した額とする。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合は、当該離職している者の合計所得金額はないものとみなして夫婦の所得を算出する。

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与されている資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

(2) 対象となる住宅が小国町内にあること。

(3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「対象期間」という）に前号の住宅の住所に夫婦又は夫婦のいずれかが、転居届又は転入届を提出し、受理されていること。

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 新婚世帯の双方が、次のいずれにも該当すること。

ア 町税及び町に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象期間の住居費及び引越費用の合計額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小国町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本（全部事項証明）

(2) 住民票の写し（世帯全員のもの）

(3) 所得証明書（申請時点における直近の夫婦のもの）

(4) 納税証明書（申請時点における直近の夫婦のもの）

(5) 賃貸住宅の賃貸借契約書及び住居費に係る領収書の写し（新たに賃借した場合）

(6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（新たに賃借した場合）

(7) 引越費用に係る領収書の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合）

(8) 離職したことを証する書類の写し（婚姻を機に離職又は転職した場合）

(9) 貸与型奨学金の年間返済額を証する書類の写し（貸与型奨学金返済を行っている場合のみ）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、小国町結婚新生活支援事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。
(交付申請の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）で、申請事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに、小国町結婚新生活支援事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）及び第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、小国町結婚新生活支援事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(補助事業等実績報告書の省略)

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第9条 第6条又は第7条第2項の通知を受けた申請者は、速やかに小国町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
(補助金返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正の申請を行ったと認められたときは、交付決定を取り消し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
(報告等)

第11条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは書類の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。